

木材等試験手数料要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、木材等試験手数料条例（平成二十一年宮城県条例第三十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(試験の申請手続)

第2 条例第二条第一項の規定による申請は、試験申請書（様式第1号）を宮城県林業技術総合センター所長（以下、「所長」という。）に提出して行わなければならない。

2 試験の申請は、原則として当該申請に係る木材等を添えて行わなければならない。

3 所長は、試験の申請による試験を行ったときは、当該申請をした者に成績書を交付するものとする。

(手数料の納入方法の特例)

第3 条例第二条第二項ただし書の規定により、所長が特に必要と認めるときは、知事の発行する納入通知書により、手数料を納入させることができる。

2 条例第二条第二項ただし書の規定により、所長が特に必要と認めるときは、後納申請書（様式第2号）による申請に基づき、手数料の後納を認めることができる。

(手数料の免除)

第4 条例第四条の規定により手数料を減免する場合は、次のとおりとする。

(1) 国又は地方公共団体が公益のために試験を申請する場合で、所長が必要と認めるとき。

(2) その他所長が特別の理由があると認めるとき。

2 条例第四条の規定により、手数料の減免を受けようとする者は、あらかじめ減免申請書（様式第3号）を所長に提出しなければならない。

(その他)

第5 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成二十一年四月一日から施行する。